



奈 良 労 働 局 発 表 平成 25 年 9 月 6 日
 担
 奈良労働局労働基準部監督課

 課
 長
 若林
 和也

 監察監督官
 百歩
 健

 当
 電
 50742-32-0204

台風被害の復旧工事に対する監督指導の実施結果 ~ 平成 23 年台風 12 号災害から 2 年~

奈良労働局(局長 荒川あや子)では、平成23年台風12号等による災害の復旧工事の安全確保を図るため、建設現場に対する監督指導*を継続して実施しています。

平成 23 年 9 月から平成 25 年 8 月までの 2 年間に災害復旧工事に係る 112 現場に対し監督を実施し、約半数の現場 (59 現場)に対し法違反を指摘しました。

法違反の内容は、<u>建設機械等の重機に関する違反が37件で最も多く</u>、以下、墜落・ 転落防止に関する違反が29件、元請業者等の責務に関する違反が28件となりました。 今後も引き続き、災害復旧工事現場に対する監督指導や安全パトロール等を実施して まいります。

* 労働基準監督官が現場に赴き実地に調査・指導を行うもの。

1 監督実施状況の概要

平成 23 年台風 12 号により甚大な被害が発生した地域を管轄する桜井労働基準監督署と大淀労働基準監督署により、平成 23 年 9 月から平成 25 年 8 月までの 2 年間に災害復旧工事に係る 112 現場に対し監督を実施し、そのうち、法違反について是正勧告*を行った件数は 52.7%に当たる 59 現場にのぼりました (表 1)。

* 労働基準監督官が臨検監督等において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて書面による是正勧告を行った上で、是正確認を行うこととしている。

表 1 災害復旧工事に係る一斉監督結果

	合 計	平成 23 年 9 月 ~	平成 24 年 9 月 ~
	ПП	平成 24 年 8 月	平成 25 年 8 月
監督現場数	1 1 2	6 2	5 0
違反現場数	5 9	3 5	2 4
違 反 率	52.7%	56.5 %	48.0%

2 主要な事項別の違反状況

法違反が認められた事項のうち、最も多かったのは建設機械等の重機に関する違反であり、37件でした。以下、墜落・転落災害防止に関する違反 29件、元請業者等の責務に関する違反 28件と続いています。(図1、表2及び表3参照)

図1 主要事項別の違反状況

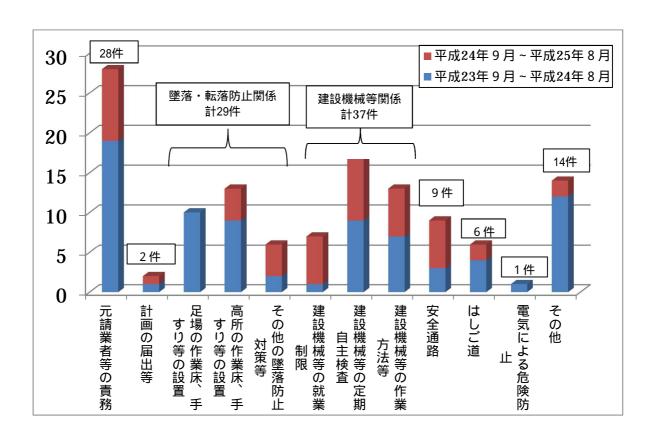


表 2 主要事項別違反件数

(件)		平成 23 年 9 月 ~ 平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月 ~ 平成 25 年 8 月	合 計
元請業者等の責務		19	9	28
計画の届出等		1	1	2
災害防止 災害防止	足場の作業床、手すり等の設置	10	0	10
	高所の作業床、手すり等の設置	9	4	13
	その他の墜落防止対策等	2	4	6
建設機械等	建設機械等の就業制限	1	6	7
	建設機械等の定期自主検査	9	8	17
	建設機械等の作業方法等	7	6	13
安全通路		3	6	9
はしご道		4	2	6
電気による危険防止		1	0	1
その他		12	2	14

^{*1}つの現場で複数の違反を指摘する場合があるため、違反件数と監督現場数は一致しない。

表 3 主な違反事例 *安衛法:労働安全衛生法 安衛則:労働安全衛生規則

事項	主な違反事例
高所からの墜落防止	・高さ2メートル以上の作業場所について、墜落防止用の囲いや
(安衛法 21 条・安衛則 519 条)	手すり等を設けていない。
昇降設備の設置	・高さが1.5メートルを超える箇所での作業について、安全に
(安衛法 21条・安衛則 526条)	昇降するための設備等を設けていない。
安全通路の設置	・作業場に通じる場所や作業場内に労働者が使用するための安全
(安衛法 23 条・安衛則 540 条)	な通路が設けられていない。
はしご道	・はしご道について、法令に適合した構造のものを使用していな
(安衛法 21 条・安衛則 556 条)	い。
建設機械の接触の防止	・ドラグショベル等の建設機械を用いた作業において、労働者が
(安衛法 20条・安衛則 158条)	機械に接触することを防止するための措置を講じていない。
建設機械から離れる時の措置 (安衛法 20条・安衛則 160条)	・ドラグショベル等の建設機械の運転席から離れるときに、バケットを地上におろしていない。
建設機械等の就業制限 (安衛法 61 条)	・法定の資格を有しない者に建設機械等の運転業務を行わせている。
定期自主検査 (安衛法 45 条・安衛則 167 条・ 169 条の 2)	・建設機械について、法令で定められた検査を行っていない。